

## 住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額について

### ○対象住宅

昭和57年1月1日に存在している住宅で、令和8年3月31日のまでに行われた一定の耐震工事で、その工事費が50万円を超えるもの

### ○減税額

改修工事が完了した日の翌年度分の固定資産税の2分の1（注1）（注2）

### ○減額対象床面積

居住の用に供している部分（増築を含む）に対して、1戸当たり120㎡までを限度

### ○手続き

工事完了日から3か月以内に税務課家屋償却担当へ下記書類などを提出してください。

※現況確認をさせていただく場合があります。

（注1） 改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（完了した日が1月1日のときは同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税について適用

（注2） 通行障害既存耐震不適格建築物である場合は翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分耐震改修により認定長期優良住宅に該当することとなった場合（は固定資産税の3分の2を適用（1回限り）

### <提出書類>

- 1 住宅の耐震改修に伴う固定資産税減額申告書
- 2 住宅耐震改修証明申請書及び証明書、または増改築等工事証明書又は住宅性能評価書（耐震等級に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る）
- 3 耐震改修に要した費用を証する書類  
（請求書等の工事金額内訳が分かるもの、かつ実際に負担した金額が分かる領収書等）

※上記（注2）に該当する場合は事実を証明する書類も必要

（問合わせ先）半田市税務課家屋償却担当

電話 0569（84）0621